

平成30年度原子力規制委員会臨時会

第35回会議議事要旨

平成30年10月15日（月）

原子力規制委員会

平成30年度 第35回原子力規制委員会 臨時会議

平成30年10月15日

11:00～11:55

原子力規制庁舎内

議事次第

- 議題1 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第91条第2項第29号等に基づき原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威について
- 議題2 実用炉等以外の原子力施設に対する内部脅威対策等の意見聴取結果について

出席者 原子力規制委員会

更田委員長、田中委員、山中委員、伴委員、石渡委員

原子力規制庁

安井長官、荻野次長、櫻田原子力規制技監、
片山核物質・放射線総括審議官、大熊総務課長、
児嶋安全規制管理官（核セキュリティ担当） 他

- 冒頭、更田委員長から、今回の議題に関しては審議内容、資料中に不開示情報が含まれるため非公開で開催することを確認し、出席した全委員が了解した。

(議題 1 : 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 9 1 条第 2 項第 2 9 号等に基づき原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威について)

- 原子力規制庁から資料に基づき説明を行った。主な質疑は、以下のとおり。
(◆ : 委員からの質問等、→ : 原子力規制庁側からの回答)
- ◆ 懸念すべき脅威について、関係省庁との調整の結果、修正はあったのか。
→ 修正はなかった。
- ◆ 関係省庁から質問や意見等があったのか。
→ 治安機関から、懸念すべき脅威の策定を踏まえて審査基準の改定を行う際には、あらかじめ協議してほしいとの要望等があった。
- ◆ 資料は 1 - 1 のみ公開するという理解でよいか。
→ そのとおりである。
- 原子力規制委員会は、懸念すべき脅威について資料 1 - 2 のとおり決定した。
- 更田委員長から、懸念すべき脅威を決定したことを事業者へ通知することとしてよいか確認し、全ての委員が了承した。

(議題 2 : 実用炉等以外の原子力施設に対する内部脅威対策等の意見聴取結果について)

- 原子力規制庁から資料に基づき説明を行った。主な質疑は、以下のとおり。
(◆ : 委員からの質問等、→ : 原子力規制庁側からの回答)
- ◆ 個人の信頼性確認の導入について、学生という点を考慮するにせよ、信頼性を確認するために必要な資料は求めるべき。
- ◆ 監視装置の設置については、先行して導入した実用炉等の考え方を踏まえた形で要求するのか。
→ そのとおりである。
- ◆ 監視所の追加設置について、一部の施設で準備のため一定の猶予期間が必要である理由は。
→ 事業所において予算を確保し、監視所としての機能を設けるための一連の工事を行うには、関係規則の施行に一定の猶予期間を設ける必要がある。

- ◆ 監視所が設置されるまでの間、防護措置に問題はないのか。
 - 現行においても、詰所が災害等で使用できない場合には、代替となる監視体制や連絡手段を確保することとしており問題はない。
- 更田委員長から、本日の議論を踏まえて、改めて原子力規制委員会規則等の改正案を原子力規制委員会に諮ることについて異議がないことを確認し、全ての委員が了承した。

文責：核セキュリティ部門